

習志野市企業局新局舎建設工事

実施要領

令和 8 年 10 月

習志野市企業局

— 目 次 —

第 1. 実施要領の位置づけ等.....	1
1. 本事業の位置づけ	1
2. 本事業の目的及び背景	3
3. 本事業の対象敷地の現況等	4
第 2. 事業内容に関する事項.....	5
1. 事業内容	5
2. 本事業の業務範囲	7
3. 発注方式	8
4. 本事業の契約形態	9
5. 本事業の費用負担	10
6. 事業スケジュール	10
第 3. 事業者の募集及び選定に関する事項.....	11
1. 事業者の選定方法（決定方法）	11
2. 総合評価の方法	11
3. 技術審査会の設置	11
4. 学識経験者の活用	11
5. 落札者の決定	12
6. 募集・選定スケジュール	12
第 4. 応募者の構成など	13
1. 応募者の構成	13
2. 応募者の参加資格要件	13
第 5. 事業者の公募手続きに関する事項	17
1. 入札参加申込方法	17
2. 公募資料に関する質問及び回答について	18
3. VE提案について	19
4. 技術評価に関する書類	19
5. 入札方法等について	20
6. 申込窓口	22

第6. その他	23
1. 公募資料の変更	23
2. 法令等の遵守	23
3. 技術提案書の取扱い（技術提案書の位置づけ）	23
4. 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について	24
5. その他の事項について	24

第 1. 実施要領の位置づけ等

1. 本事業の位置づけ

習志野市企業局（以下「**企業局**」という。）は、現在の企業局舎が平常時はガス・水道・下水道の 3 事業を運営する拠点となり、災害時は 3 事業の防災復旧拠点となるにも関わらず、別館が昭和 44 年、本館が昭和 49 年、新館が昭和 58 年に建設され、特に別館は、令和 11 年度に築 60 年を迎えるなど、3 館全てにおいて老朽化の進行が顕著となっている。また、業務効率の観点からも局舎の分散は課題であり、常に企業の経済性を発揮すべき公営企業として早急な改善が求められている状況であるため、令和 7 年度に「**習志野市企業局 局舎更新基本計画**」及び「**習志野市企業局 局舎更新基本設計**」を策定した。

本実施要領は、企業局舎の更新を行う「**習志野市企業局新局舎建設工事**」（以下「**本事業**」という。）の設計業務及び建設業務、その他の業務を行う事業者を「**総合評価一般競争入札**」によって選定するために定めたものである。

本実施要領は、提出書類の作成に当たっての前提条件であり、事業者が遵守すべき条件である。また、参考資料についても以下に示す公募資料の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、事業者が遵守すべき条件となるものである。

なお、公募資料に記載のない事項については、公募資料に関する質問及び意見の回答によるものとする。

総合評価一般競争入札の実施に関する公募資料（以下「**公募資料**」という。）は、本実施要領を含め次のとおりとし、公募資料内での資料名称は、下記の標記とする。

資料名称	標記
① 習志野市企業局新局舎建設工事 入札公告	入札公告
② 習志野市企業局新局舎建設工事 実施要領	実施要領
③ 習志野市企業局新局舎建設工事 要求水準書	要求水準書
④ 習志野市企業局新局舎建設工事 落札者決定基準	落札者決定基準
⑤ 習志野市企業局新局舎建設工事 V E 提案実施要領	V E 提案実施要領
⑥ 習志野市企業局新局舎建設工事 様式集	様式集
⑦ 習志野市企業局新局舎建設工事 請負契約書（案）	請負契約書
⑧ 入札要領	入札要領
⑨ 別添資料	別添資料

本事業の公募に参加する民間事業者は、公募資料の全てにおいて、各段階の標記を下記のとおりとす。

項目	標記
入札公告から入札参加資格確認申請書（様式1-1）の提出までの間	応募者
入札参加資格確認申請書の提出から落札者決定までの間	参加者
落札者決定から請負契約締結までの間	落札者
請負契約締結以降	受注者

公募資料の『別添資料』は、次のとおりである。

《別添資料一覧》

資料番号	資料名称	企業局 HP	配布
別添資料①	習志野市企業局局舎更新基本設計図（入札公告用）	○	—
	上記のCADデータ	—	○
別添資料②	対象敷地図（研修センター解体後の対象敷地図）	○	—
	上記のCADデータ	—	○
別添資料③	インフラ関係図（切り回し部分のみ）	—	○
別添資料④	各室諸元表（建築・電気・機械）	—	○
別添資料⑤	将来整備（ろ過施設）に関する仮設工事等の範囲	—	○
別添資料⑥	別途工事リスト	—	○
別添資料⑦	事業想定スケジュール	—	○
別添資料⑧	地盤調査報告書	—	○
別添資料⑨	土壌汚染調査報告書	—	○
別添資料⑩	習志野市企業局 局舎更新基本計画	○	—
別添資料⑪	対象敷地の前面道路の取り扱い（自主管理道路等）	—	○
別添資料⑫	中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について	○	—
別添資料⑬	遮音壁に関する内容	—	○
別添資料⑭	設計業務で行う地盤調査内容の仕様書案	—	○

なお、上記の別添資料の内、「配布」欄に「○」を示している別添資料は、応募者に対して直接、「CD-ROM」にて配布する。

配布を希望する者は、「第5. 6. 申込窓口」に事前に連絡の上、令和8年11月16日（月）までに「CD-ROM」を受け取りに来ること。

2. 本事業の目的及び背景

企業局は、ガス・水道・下水道事業の運営拠点である企業局舎について、現局舎（本館・新館・別館）の老朽化や施設の分散による業務効率の低下などの課題を踏まえ、局舎更新の検討を進めてきた。

本事業は、将来にわたりガス・水道・下水道事業の安定供給・処理を確保し、持続させるため、災害に強く防災拠点となる新局舎を整備し、市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、3事業の情報発信機能の充実、従事する人材の確保、業務における生産性向上及び環境・経済性に配慮した局舎の実現を目的とし、「習志野市企業局局舎更新基本計画」の下記の「3つの基本方針」を踏まえて本事業を行うものとする。

習志野市企業局局舎更新基本計画の3つの基本方針

基本方針①：災害時・非常時の拠点となる“強靱な”局舎

災害時・非常時においても施設の機能が維持され、業務の継続が可能となる“強靱さ”を備えることを重視するとともに、迅速な応急復旧活動及び、応援事業体の受入れが可能となる施設とする。

基本方針②：利便性や生産性を高める“充実した”局舎

ガス・水道・下水道の3事業を将来にわたり確実に運営していくためには、お客さま自身にインフラの重要性や大切さを理解していただくための空間づくりの観点や、お客さまサービスの向上に向け、職員の業務生産性の向上等に資する環境を整備することも重要であることから、利便性・業務生産性を高める空間や機能等の“充実”を図る。

基本方針③：環境、経済性を考慮した“持続的な”局舎

地球環境に配慮したエネルギーの効率化を図るとともに、長期間にわたり使用することを想定し、維持管理に係る経済性を考慮するなど、環境・経済両面での“持続性”を確保する必要がある。

位置図（対象地の周辺）



3. 本事業の対象敷地の現況等

対象敷地の現況は、下表のとおりである。

所在地	千葉県習志野市鷺沼台一丁目529番、530番及び531番の各一部他
敷地面積	3,407.44 m ² ※正式な敷地面積は実施設計にて確定すること。
接道状況	北側：市道 00-007 号線 幅員約 8.0m（本事業で現在の道路境界線から 2.0m後退した範囲を自主管理道路として整備する予定） 南側：市道 06-003 号線 幅員約 4.5m（本事業で現在の道路境界線から 1.5m後退した範囲を自主管理道路として整備する予定）
都市計画区域区分	都市計画区域内
用途地域	第一種中高層住居専用地域 ※用途地域による規制緩和のため、「特別用途地区指定」を受ける予定。
容積率・建ぺい率	容積率：200%・建ぺい率：60%
高度地区	第一種高度地区
日影規制	測定面 4.0m 3.0-2.0h
防火地域の指定	建築基準法第 22 条指定区域
地区計画の指定	居住誘導地区（立地適正化計画）
インフラ	上水道管・下水道管（合流式）・ガス管・電気の配置については、別添資料①を参照すること。なお、上水道管及びガス管は企業局による切り回し工事を予定している。詳細は別添資料③のとおり。
地盤状況	基本設計時に、敷地内 1 箇所で実施した地盤調査において、液状化の危険度が高い地盤であることが確認されている。詳細は、別添資料⑧のとおり。
土壌汚染	基本設計時に、敷地内 1 箇所で実施した土壌汚染調査において、汚染物質は不検出であった。詳細は、別添資料⑨のとおり。（地歴調査は未実施）
その他の規制	宅地造成等工事規制区域

本事業による新局舎の整備に当たっては、現行の用途地域による建築制限を受けることから、特別用途地区の指定（令和9年10月頃の見込み）を受ける予定としており、現在、国との協議を進めている。

なお、落札者が設計・施工一括の請負契約（以下「請負契約」という。）締結後、万が一、特別用途地区の指定等、建物計画が成り立たない場合は、本事業を取りやめることがある。その場合は、落札者がそれまでに負担した費用を企業局が負担する。

第2. 事業内容に関する事項

1. 事業内容

本事業は、設計・施工一括方式(D B (Design-Build) 方式) (以下「**DB方式**」という。) により、「習志野市企業局局舎更新基本計画」の「**3つの基本方針**」を踏まえ、平常時はガス・水道・下水道の3事業を「**運営する拠点**」となり、災害時は3事業の「**災害復旧拠点施設**」となる新局舎の整備を図るものである。

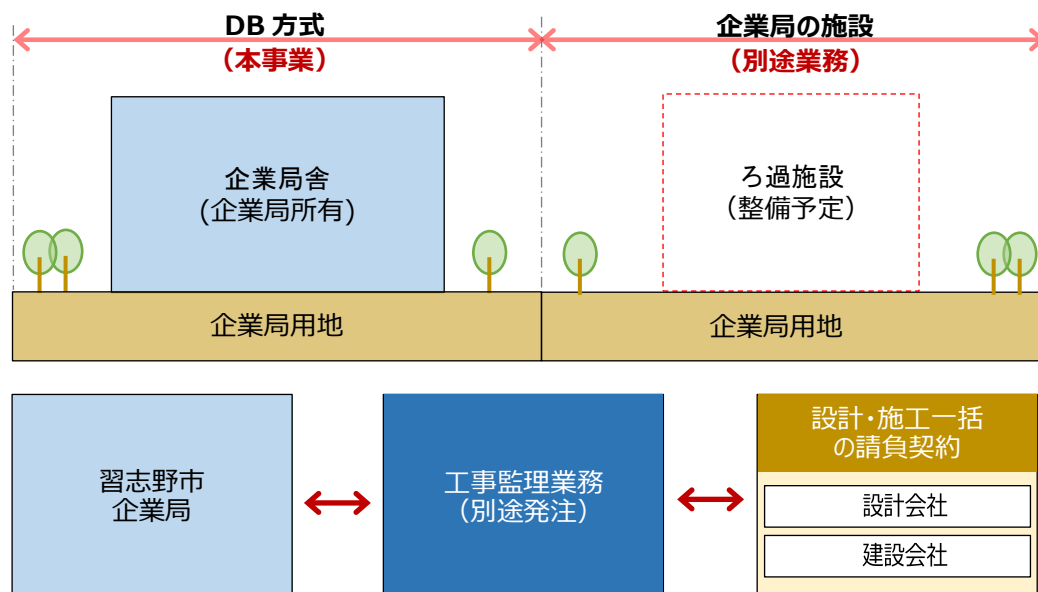
(1) 事業名称

習志野市企業局新局舎建設工事

(2) 事業概要 (事業スキーム)

本事業は、DB方式により、総合評価一般競争入札により決定した事業者が、設計業務(実施設計)と建設業務を実施するものである。なお、工事監理業務については、企業局が別途業務を発注する予定である。

《事業スキームイメージ図》



本事業の隣接地には、本事業で整備する新局舎の整備後、企業局の新たな施設として、「ろ過施設」を整備することを予定している。(整備時期は、本事業完了後を予定)

ろ過施設を整備する敷地への工事車両等の搬入経路のため、新局舎敷地の一部を活用することが必要となる。

そのため、本事業の設計業務及び建設業務を行う際には、「別添資料⑤：将来整備(ろ過施設)に関する仮設工事等の範囲」を踏まえて業務を行う必要がある。

（３）事業工期

本事業の工期は、請負契約締結日の翌日から令和12年7月31日までの期間とする。ただし、技術提案書により工期が短縮された場合は、提案された期日までとする。

（４）新局舎の工事内容

本事業で整備する新局舎の工事内容については、下記のとおりである。具体的な内容は、別冊の「要求水準書」及び「別添資料①：習志野市企業局局舎更新基本設計図（入札公告用）」（以下「基本設計図書」という。）を参照すること。

新局舎（建物概要）

項目	内容
建築面積	約1,240㎡
延床面積	約4,030㎡
構造	鉄骨造（S造）・免震構造（大臣認定）
階数	地上4階

新局舎（その他の施設）

項目	内容
駐車場	公用駐車場 34台、来客用駐車場 11台（内、1台は、車いす利用者用駐車施設とすること。）
駐輪場	職員用自転車 40台、職員用バイク 10台、 来客用自転車 10台、来客用バイク 2台
雨水貯留槽	約30㎥
防火水槽	約40㎥
外構、その他	照明、植栽、シンボルツリー等（基本設計図書を参照のこと）

対象敷地内に残存する工作物等（落札者が解体する工作物等）

項目	内容
外構、その他	フェンス、砕石、埋設配管等

※対象敷地内に残存する工作物等については、「別添資料②：対象敷地図」を参照すること。

2. 本事業の業務範囲

本事業で事業者が行う新局舎の整備に関する業務は下記のとおりである。なお、本事業の業務範囲の詳細は、別冊の「**要求水準書**」を参照すること。

(1) 設計業務（実施設計）

- 1) 事前調査及び関連業務
- 2) 実施設計業務及び関連業務（各種申請手続き等を含む）
- 3) その他、設計業務に関連する業務
 - ・積算業務
 - ・新局舎内の什器・備品配置計画の作成
 - ・維持管理業務仕様書（案）の作成
 - ・その他の業務

(2) 建設業務

- 1) 新局舎の建設業務
- 2) 対象敷地内の既存工作物等の解体業務
- 3) その他、建設業務に関する業務
 - ・開館準備の協力支援
 - ・その他の業務

(3) その他業務

- 1) VR作成業務
- 2) コストマネジメント業務
- 3) その他、本事業に関連する業務

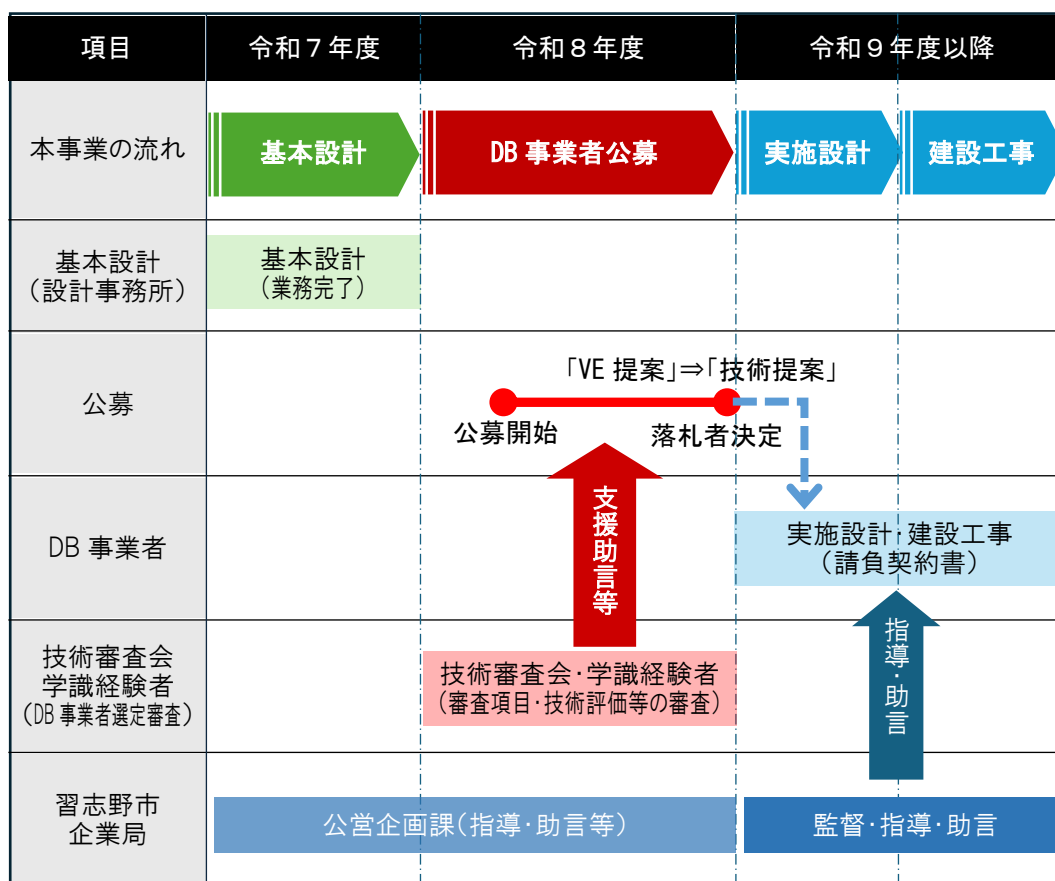
3. 発注方式

本事業では、民間事業者の技術的能力の活用や創意工夫、多様な技術提案等により、企業局舎としての品質確保やコスト削減、工期遵守等を図ることを目的に、実施設計と施工を一括して発注する、DB方式を採用する。

DB方式による本事業の実施に当たっては、基本設計に対するVE提案（工事費等の縮減、品質・性能の向上等に関する提案）について、実施設計における基本設計との整合性確保のための技術的検討等が重要であると考えている。

本事業における基本設計からの「本事業の関連性及び関係者の役割分担」について下図に示しているとおりである。なお、工事監理業務等については、企業局が別途発注する予定である。

《本事業の関連性及び関係者の役割分担》



4. 本事業の契約形態

本事業の契約形態については下記のとおりとする。

(1) 設計・施工一括の請負契約の締結

企業局は、本入札で選定された落札者と別冊の「**請負契約書**」に基づき、新局舎の設計業務を行う者及び建設業務を行う者と一括して請負契約を締結する。

なお、請負契約は、落札者決定後、速やかに締結を行う予定である。

(2) 契約手続きにおける交渉の有無

企業局は、請負契約の契約手続きにおいては、入札条件の変更に伴う交渉は行わないものとする。

ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するための文言の修正を行うことがある。

なお、別冊の「**請負契約書**」の解釈について疑義が生じた場合には、企業局と落札者は誠意をもって協議するものとする。

(3) 予想されるリスクと責任分担

企業局と受注者の基本的なリスク分担の考え方は、別冊の「**請負契約書**」を参照すること。

5. 本事業の費用負担

(1) 予定価格（新局舎の整備に要する費用）

企業局は、本事業における新局舎の整備に要する費用として、受注者に対し、下記の予定価格を上限として支払うものとする。

予定価格	4,097,379,000 円（消費税及び地方消費税含む）
------	-------------------------------

なお、新局舎の整備に要する費用は、予定価格以下であることを条件とし、落札者の入札価格とする。

(2) 低入札価格調査基準価格

本事業においては、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に準じ、下記の低入札価格調査基準価格を設定する。

低入札価格調査 基準価格	3,073,034,250 円（消費税及び地方消費税含む）
-----------------	-------------------------------

入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合は、当該入札者に対し、当該価格による契約の履行が可能であるか否かについて調査を行うものとする。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、当該入札者を落札者としがない場合がある。

6. 事業スケジュール

本事業のスケジュールの予定は下表のとおりである。なお、詳細は、「別添資料⑦：事業想定スケジュール」を参照すること。

事業スケジュール（予定）

事業内容	年月
請負契約の締結	令和9年3月末を予定
実施設計	令和9年3月～令和10年2月頃を予定
建設工事着手	令和10年6月を予定
建設工事完成・引渡し	令和12年7月31日を予定

なお、上記の事業スケジュールは、落札者の技術提案書に記載される「事業スケジュール」に併せて、本事業を行うものとする。

第3. 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の選定方法（決定方法）

事業者の選定に当たっては、新局舎の整備に要する費用に加え、設計業務及び建設業務等に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することが可能な者を選定するため「総合評価落札方式（加算方式）」により決定する。

2. 総合評価の方法

企業局は、応募者が提出する「資格審査書類」において入札参加資格を確認し、参加者が提出する「実績審査書類」「技術提案書」「入札価格」を総合的に評価して落札者を決定する。評価方法は、別冊の「落札者決定基準」に示すものとする。

総合評価

審査項目	主な審査内容
①参加資格審査	応募者の「資格審査書類」による参加資格要件等の審査
②技術評価	参加者の「実績審査書類」及び「技術提案書」による評価
③価格評価	参加者の「入札価格」による評価

3. 技術審査会の設置

企業局は、総合評価落札方式により落札者を選定するために、「技術審査会」を設置し、審議を経るものとする。

技術審査会の構成

区分	所属・役職等
企業局	企業局 業務部 部長
	企業局 業務部 次長
	企業局 業務部 企業総務課長
	企業局 工務部 次長
	企業局 工務部 工務管理課長
習志野市	都市環境部 次長
	政策経営部 施設再生課長

4. 学識経験者の活用

企業局は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく学識経験を有する者に、技術審査会での審議内容について意見聴取を行う。

5. 落札者の決定

落札者は、技術審査会が落札者決定基準に基づいて算定する「**技術評価の評価点**」と「**価格評価の評価点**」による「**総合評価の評価点**」が最も高い事業者を選定し、企業局が、技術審査会による審査結果や学識経験者の意見を踏まえて、決定する。

なお、審査結果は、参加者に個別に通知するとともに、企業局公式ホームページ等で公表する。

なお、企業局が要求する水準を満たす事業者がいなかった場合は、落札者を決定しない場合がある。

6. 募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュールは、以下のとおりとする。

年度	月日	募集・選定項目
令和8年	10月16日（金）	入札公告、公募資料の公表
	10月30日（金）	公募資料に関する質問受付締切
	11月10日（火）	公募資料に関する質問への回答
	11月16日（月）	入札参加申請の受付締切
	11月20日（金）	入札参加資格確認通知
	11月27日（金）	V E 個別対話申請の受付締切
	12月9日（水）～ 12月11日（金）	V E 個別対話の実施（2日間） （12月11日は予備日）
	12月22日（火）	V E 提案の審査結果通知及び公表
令和9年	1月25日（月）～ 1月29日（金）	技術提案書及び実績審査書類、入札書の受付期間
	3月下旬を予定	開札、落札者の決定・公表
	3月下旬を予定	契約締結

第4. 応募者の構成など

1. 応募者の構成

応募者の構成は、下記の「(1) 応募者の定義」と「(2) 参加グループの場合」に規定するとおりとする。

(1) 応募者の定義

応募者は、単独企業又は本事業への参加を希望する複数の企業（以下「**構成企業**」という。）により構成されるグループ（以下「**参加グループ**」という。）とし、共同企業体による参加は認めない。

また応募者が1者で複数の提案を行うことや、複数の応募者の構成員になることはできないものとする。

(2) 参加グループの場合

参加グループの場合は、企業局の契約の相手方となる企業（以下「**代表企業**」という。）と当該企業から直接業務を受託又は請け負う者（以下「**協力企業**」という。）から構成され、建設業務に従事する者が1者、設計業務に従事する者が1者または複数で構成するものとする。

また、建設業務に従事する者が代表企業となり、参加手続きを代表して行うこと。

2. 応募者の参加資格要件

応募者は、下記の「(1) 応募者の参加資格要件」と「(2) 設計業務の参加資格要件」、「(3) 建設業務の参加資格要件」の全ての要件を満たさないと参加できないものとする。

なお、本事業に関する内容について、本事業の技術審査会の委員に接触を試みた者は、本入札への参加資格を失う。

(1) 応募者の参加資格要件

- 1) 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成18年4月1日施行）に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱（平成12年2月1日施行）に基づく入札参加除外措置を、本入札の公告日から落札者決定日までの間、受けていない者であること。
- 2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本事業の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- 3) 入札に参加しようとする者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。
- ① 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
- イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- ② 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定のより選任された管財人を現に兼ねている場合。
- 4) 建設工事にあたっては、次に定める届出の義務を履行している者。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届け出の義務
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 5) 企業局が委託した「習志野市企業局局舎更新基本設計業務委託」の受託者である「**有限会社小泉アトリエ**」又は同社と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役が他方の株式会社の代表取締役を兼職している場合をいう（以下、同じ）。
- 6) 企業局が委託した「企業局舎更新事業DB事業者選定アドバイザー業務委託」の受託者（協力企業を含む。）である「**株式会社URリンクージ**」又はこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

（２）設計業務の参加資格要件

- １）習志野市入札参加資格者名簿に登載されている者であること（登載している業種は問わない。）。
- ２）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。
- ３）平成23年4月以降に業務が完了した、以下の要件を満たす実施設計業務を元請として履行した実績のある者であること。なお、共同企業体での設計の場合は、代表者として設計実績のある者であること。
 - ① 免震構造を有する延べ面積が3,500㎡以上の公共施設又は民間施設（ただし、住宅施設を除き、複合施設の場合は住宅施設以外の用途の延べ面積が3,500㎡以上の建築物に限る）の新築又は増築に係る実施設計
- ４）常時3か月以上の雇用関係にある者を別冊の「**要求水準書**」に示す管理技術者として配置できる者であること。

（３）建設業務の参加資格要件

- １）習志野市入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- ２）建築一式工事について、経営事項審査の総合評定値（P）が1,600点以上の者であること。
- ３）平成23年4月以降に工事が完了し、引渡しが済んだ、以下の要件を満たす工事を元請として施工した実績のある者であること。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工実績のある者であること。
 - ① 免震構造を有する延べ面積が3500㎡以上の公共施設又は民間施設（ただし、住宅施設を除き、複合施設の場合は住宅施設以外の用途の延べ面積が3,500㎡以上の建築物に限る）の新築又は増築に係る建築一式工事
- ４）常時3か月以上の雇用関係にある監理技術者を本事業に専任で配置できる者であること。

（４）資格確認基準日

参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書及び資格審査書類の受付開始日（令和8年11月10日）とする。

（５）参加資格要件を満たさなくなった場合の対応

応募者の入札参加資格確認申請書及び資格審査書類の提示後、本事業の参加資格要件を満たさなくなった場合の対応は下記のとおりとする。

- 1) 参加資格確認基準日の翌日から技術提案書及び入札書提出日までの間に、参加者の構成員が参加資格を欠くに至った場合、当該参加者は本入札に参加できない。ただし、当該参加者が参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、企業局が参加資格を確認の上、これを認めた場合は本入札に参加できるものとする。

なお、この場合、補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の参加資格確認基準日と同日とする。

- 2) 技術提案書及び入札書提出日の翌日から開札日までの間に、参加者の構成員が参加資格要件を欠くに至った場合、企業局は当該参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。

ただし、当該参加者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、企業局が参加資格を確認の上、参加者の提案内容の継続性に支障をきたさないと判断した場合は、当該参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

なお、この場合、補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の参加資格確認基準日と同日とする。

- 3) 落札者決定日の翌日から請負契約締結までの間に、落札者の構成員が参加資格を欠くに至った場合、企業局は落札者と契約を締結しない。

この場合において、企業局は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、落札者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、企業局が参加資格を確認の上、落札者の提案内容の継続性に支障をきたさないと判断した場合は、落札者と請負契約を締結する。

なお、この場合、補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。

(6) 地域経済への配慮

本事業の構成員及び下請契約を締結する事業者には、習志野市内に本店又は支店、営業所を有するものを加えるよう努めるとともに、事業期間中、必要な資機材、備品、飲食物、消耗品等を調達する際、又は人材を雇用する際は、市内から調達又は雇用するなど、市内事業者の育成、地域経済の振興等に配慮すること。

第5. 事業者の公募手続きに関する事項

1. 入札参加申込方法

(1) 入札参加申請

本入札に参加する応募者は、「ちば電子調達システム」により「入札参加資格確認申請書（様式1-1）」を提出し、入札参加資格の確認に必要な資料として、「誓約書（様式1-2）」を含む「資格審査書類」を郵送により提出すること。

入札参加資格確認申請書の申請期間・申請方法

申請期間	令和8年11月10日（火）	午前10時から
	令和8年11月16日（月）	午後5時まで
申請方法	ちば電子調達システムによる	
提出書類	入札参加資格確認申請書（様式1-1）	
備考	申請期間は、期間中の午前0時から午前8時まで及び、ちば電子調達システムがメンテナンス等により停止となる期間を除く。	

資格審査書類の提出期間・提出方法

提出期間	令和8年11月10日（火）	午前10時から
	令和8年11月16日（月）	当日消印まで有効
提出方法	6. 申込窓口に郵送（習志野郵便局留め）	
提出書類	資格審査書類（誓約書（様式1-2）を含む）	2部
	上記の提出書類の電子データ（CD-ROM）	1部
備考	・郵送する封筒の表には、必ず「習志野郵便局留め」と赤字で明記し、裏には「入札件名」「入札参加者名（代表企業名）」「所在地」を記載すること。 ・郵送方法は、「書留」「簡易書留」のいずれかによるものとする。 ・資格審査書類の必要な部数は、正本1部、副本1部とし、副本は、正本を複写したもので可とする。	

(2) 入札参加資格確認通知

入札参加資格を確認した場合は、令和8年11月20日（金）午後5時までに、ちば電子調達システムにより通知する。

なお、入札参加資格の有無を確認した後、入札参加資格を有する各参加者には「受付記号」を通知することから、後日提出する技術提案書などに記入すること。

また、入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者は、入札に参加することはできない。

2. 公募資料に関する質問及び回答について

(1) 公募資料に関する質問の受付

公募資料に関する質問は、代表企業が取りまとめて、「**公募資料に関する質問書**（様式2-1）」に必要事項を記入のうえ、「**6. 申込窓口**」まで電子メールにより提出すること。（持参、郵送、ファクシミリによる提出は受け付けない。）

なお、電子メールの件名は、「**【事業者名】新局舎建設工事__公募資料質問書**」とし、提出後は、必ず電話により到達確認を行うこと。

受付期間	令和8年10月28日（水）	午前10時から
	令和8年10月30日（金）	午後4時まで【厳守】

※上記期間を過ぎて提出された質問書は、受け付けない。

(2) 公募資料に関する質問に対する回答

公募資料に関する質問に対する回答は、企業局の公式ホームページにおいて公表する。なお、公表にあたり質問書提出者は記載しない。また、意見の表明と解されるものについては、回答しないことがある。

回 答 日	令和8年11月10日（火）	予定
-------	---------------	----

3. VE提案について

企業局は、入札参加資格がある旨の通知を受けた参加者を対象に、参加者が想定する、「基本設計図書」で示された内容を変更する提案（以下「VE提案」という。）について、その適否の判定を企業局が行うことを目的に、希望する参加者と対話を実施するものとする。この対話は、個別の参加者と企業局の対面形式により行う。VE提案に関する詳細は、別冊の「VE提案実施要領」を参照すること。

4. 技術評価に関する書類

（1）技術評価に関する書類

参加資格審査の通過者は、本事業の実施にあたり、要求水準書等の内容に基づいた「技術提案書」と、参加者の業務実績等を評価する「実績審査書類」の、技術評価に関する書類を郵送により提出するものとする。

なお、VE提案で採用が認められたVE提案項目は、「基本設計図書」で示された内容を変更した上で、技術提案書を提出することができる。

また、公表されたVE提案項目は自社が提案したものでなくとも技術提案書を提出することができるものとする。

技術評価は、提出された「実績審査書類」と「技術提案書」を別冊の「落札者決定基準」に基づき評価を行う。

技術提案書には、入札参加資格確認通知において通知された「受付記号」を記入すること。

（2）技術評価に関する書類の提出方法

技術評価に関する書類は、下記の提出書類を郵送により提出すること。

技術評価に関する書類の提出期間・提出方法・提出書類

提出期間	令和9年1月25日（月） 午前10時から		
	令和9年1月29日（金） 当日消印まで有効		
提出方法	6. 申込窓口にて郵送（習志野郵便局留め）		
提出書類	実績審査書類	実績審査書類（様式4-1～様式4-10） 実績を示す別添資料を含む	5部
	技術提案書	技術提案書（様式5-1～様式5-9）	10部
	上記の提出書類の電子データ（CD-ROM）		1部
備考	・郵送する封筒の表には、必ず「習志野郵便局留め」と赤字で明記し、裏には「入札件名」「入札参加者名（代表企業名）」「所在地」を記載すること。 ・郵送方法は、「書留」「簡易書留」のいずれかによるものとする。 ・実績審査書類の必要な部数は、正本1部、副本4部とし、副本は、正本を複写したもので可とする。		

（３）技術評価に関する書類の確認

技術評価の過程で必要と認める場合、実績審査書類及び技術提案書の内容を確認するために、書面による質問回答又はヒアリングを実施する場合がある。

５．入札方法等について

（１）入札方法

参加者は、ちば電子調達システムにより入札価格を入力すること。この際、「内訳書（様式６－１）」を、ちば電子調達システムのファイル添付機能を使用し、提出すること。

（２）入札価格

落札価格は、入札価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札すること。

（３）入札提出期間

入札書の提出期間は下記のとおりとする。

提出期間	令和 9 年 1 月 25 日（月）	午前 10 時から
	令和 9 年 1 月 29 日（金）	午後 5 時まで
提出方法	ちば電子調達システムによる	
提出書類	内訳書（様式 6－1）	

（４）開札

開札場所は、下記のとおりとする。

開札日時	令和 9 年 3 月 19 日（金）15 時
開札場所	習志野市企業局

（５）入札保証金

入札保証金は免除とする。

（６）入札の無効

下記の①から⑦のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 指定した入札方法以外の入札
- ② 予定価格を超える金額による入札
- ③ 入札価格内訳書の添付及び記載のないもの。また、見積項目を合計した額が、入札価

格と一致しない入札

- ④ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑤ 電子認証を不正に使用した入札
- ⑥ 入札要領に違反した入札
- ⑦ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 契約の締結

本事業の契約は、落札決定の日から 5 日以内に、請負契約を締結しなければならない。

(8) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として納付すること。

ただし、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の①から④までのいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

- ① 金融機関の保証証書
- ② 保証事業会社の保証証書
- ③ 保険会社の履行保証保険証券
- ④ 保険会社の公共工事履行保証証券

(9) 支払条件

- ① 前払金及び中間前払金 有

前払金は契約金額の 10 分の 4 以内、中間前払金は契約金額の 10 分の 2 以内を請求することができる。

ただし、本工事においては、令和 8 年度の出来高を見込んでいないことから、令和 9 年 4 月 1 日以降に前払金を請求することができる。

なお、前払金と中間前払金の合計額は、契約金額の 10 分の 6 を超えることはできない。

- ② 部分払 有
- ③ 完成払

(10) その他

- 1) 参加者より企業局に提出された資料は返却しない。
- 2) 提出された資料に虚偽の記載をした場合においては、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- 3) ちば電子調達システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合、入開札日時を延期し、又は紙入札への移行をすることがある。

- 4) 参加者が使用する機器に障害等やむを得ない事態が生じた場合は、企業局の承諾を得て、紙入札に変更することができる。
- 5) 本実施要領に記載する以外の事項については、習志野市電子入札約款及び習志野市電子入札システム運用基準のとおりとする。
- 6) 本事業の履行に当たって下請け業者等を使用する場合は、できる限り市内業者を優先すること。また、本事業の履行に当たって工事用資材を購入する場合には、できる限り市内業者から購入すること。
- 7) 本事業に従事する労働者の適正な労働条件の確保について十分配慮すること。
- 8) 企業局は、落札者より提出された技術提案書の内容を、市民への説明のためにその一部又は全部を公開する可能性がある。
- 9) 入札参加者及び応札者がいない場合は入札を中止する。
- 10) 週休2日制定期用工事
 - ・本工事は、週休2日制適用工事（発注者指定方式）である。
 - ・受注者は、原則週休2日制で施工すること。
 - ・週休2日制の実施にあたっては、「習志野市企業局週休2日制適用工事実施要領（土木等工事）」に基づき行うこと。

6. 申込窓口

(1) 申込窓口

事業者の公募手続きに関する提出書類は、下記の申込窓口に提出すること。

申込窓口（提出先）

担当課	習志野市 企業局 業務部 企業総務課
所在地	〒275-0017 千葉県習志野市藤崎 1-1-13
電 話	047-475-3321（内線 232, 233）
E-mail	soumu-k@city.narashino.lg.jp

(2) 郵送する際の注意点

参加者の公募手続きに関する提出書類を郵送する場合は、下記の内容を踏まえて、郵送すること。

- 1) 郵送する提出書類の宛先は、「習志野郵便局留め」にて郵送し、上記の申込窓口を受取人として郵送すること。
- 2) 郵送する封筒の表には、必ず「習志野郵便局留め」と赤字で明記し、裏には「入札件名」「入札参加者名（代表企業名）」「所在地」を記載すること。
- 3) 郵送方法は、「書留」「簡易書留」のいずれかによるものとする。

（３）提出書類作成に当たっての留意事項

- １）資格審査書類、実績審査書類及び技術提案書の作成方法等は、別冊の「様式集」を参照すること。
- ２）資格審査書類、実績審査書類及び技術提案書に著しい不備がある場合は参加資格を失う。また、企業局は応募者に対し、必要に応じて提出書類に準ずる資料の提出を求める場合がある。
- ３）企業局は、応募者に対し、審査の過程において資格審査書類、実績審査書類及び技術提案書等の内容について説明を求めることがある。

（４）参加者の辞退

参加者は、入札参加資格確認申請書及び資格審査書類を提出した後、本入札への参加を辞退する場合は、「参加辞退届（様式１－５）」を「６．申込窓口」に郵送により提出すること。

第６．その他

１．公募資料の変更

企業局は、応募者からの質問及び意見を踏まえ、公募資料の内容を見直し、変更を行う場合がある。

公募資料の変更を行った場合、企業局は、企業局の公式ホームページで公表するものとする。

２．法令等の遵守

本事業の実施に当たっては、提案内容に応じて関連する法令、条例、規則等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準書と照合のうえ適宜参考にすること。

なお、法令、基準等に関しては最新のものを適用することとし、本事業の請負契約締結までの間に改定があった場合には、原則として改定されたものを適用すること。また、請負契約締結後の改定については、その適用について、別途企業局と協議する。

３．技術提案書の取扱い（技術提案書の位置づけ）

本入札で審査された「技術提案書」は、請負契約書の契約内容の一部として取り扱い、企業局は、請負契約締結後から本事業完了後において履行状況を確認する。なお、履行が確認できない内容について、以下の対応を行う。

（１）技術提案書の取扱い

受注者は、契約期間を通じて、技術提案書の内容を誠実に履行するものとし、履

行できない場合、企業局は「契約金額の減額」を行うことができるものとする。

但し、受注者の費用負担で技術提案書と同等水準での対応が可能な場合、又は企業局が承諾した場合は、契約金額の減額は行わない。

(2) 地域貢献に関する取扱い

受注者は、技術提案書の「地域貢献に関する内容（様式5-9）」に記載する「市内企業への発注や市内調達の実施」にて受注者が提案した金額について、受注者の責に帰すべき事由によりこれを満足にできない場合は、企業局は、請負金額に、入札価格評価点に対する受注者が得た当該項目の割合と、受注者の当該項目の未達成度（ α ）を乗じた金額を徴収する。計算式は以下のとおり。

$$\text{受注者より徴収する金額} = \text{請負金額} \times \frac{\text{受注者が得た当該項目の得点}}{80 \text{ 点 (価格審査点配点)}} \times (\alpha)$$
$$\text{※ } \alpha \text{ (受注者の当該項目の未達成度)} = 1 - \frac{\text{市内事業者への発注実績金額}}{\text{市内事業者への発注提案金額}}$$

4. 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

本事業において中東情勢等の変化による建設資材の流通状況を踏まえて、必要に応じて設計変更を行うものとする。

なお、設計変更に関する内容は、「別添資料⑫：中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」を参照すること。

5. その他の事項について

(1) 技術提案書の変更の禁止

参加者による技術提案書の内容変更は、原則として認めない。但し、企業局が可としない提案については、提案を採用せず、基本設計図書及び要求水準書の通りに業務を進めるものとする。

(2) 虚偽の記載

落札者決定後に資格審査書類、実績審査書類及び技術提案書に虚偽の記載があったことが判明した場合は、落札者としての資格を取り消すとともに、虚偽の記載をした者について、必要な措置を講じることがある。

(3) 法令上の制限の受入れ

受注者に対し、法令上の制限等に基づき、提案内容に部分的な修正を求めることがある。その場合、受注者はその内容を受け入れて事業を実施すること。

(4) 著作権等

提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、企業局が公表・掲示その他本事業に関して、著作者人格権を侵害しない範囲で必要と認める場合において、企業局は、これを無償で利用できるものとする。

(5) 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

(6) 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、企業局の公式ホームページにおいて公表する。
なお、審査内容等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては受けない。

以上